

## ～ 太陽光発電設備を設置された方へ ～

### ■太陽光発電設備を設置した場合の償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の対象となる場合があります。以下の表を参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

[申告対象となる太陽光発電設備]

区分	発電出力10kW以上	発電出力10kW未満
個人（住宅用）	事業用資産となり、申告対象	住宅用設備となり、申告対象外
個人（事業用）、法人	事業用資産となり、申告対象	

注意：余剰・全量売電の契約に関わらず事業用資産の発電設備はすべて申告対象となります。

### ■太陽光発電設備に係る課税標準の特例について

平成25年度より一定の要件を満たす太陽光発電設備には、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減される制度が実施されています。

なお、取得時期により、特例割合や提出書類が異なりますので下記をご確認ください。

※平成28年3月31日までに取得された設備とは要件が異なり、固定価格買取(FIT)制度・FIP制度の認定を受けた設備は特例対象になりません。

[取得時期毎の特例制度概要]

取得時期	H28.4.1～H30.3.31	H30.4.1～R8.3.31
対象設備	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得した、自家消費型の発電設備	
特例割合	課税標準額を3分の2に軽減	○出力1,000kW未満 →課税標準額を3分の2に軽減 ○出力1,000kW以上の場合 →課税標準額を4分の3に軽減
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	
添付書類	一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し	「再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金」の交付が確定したことのわかる書類の写しと出力規模がわかる資料（仕様書・見積書等）

### ■その他

- ・ 地方税法の改正により適用資産、期間等が変更されることがあります。
- ・ 所有されている資産が特例の対象になるかどうかを確認するために、申告に必要な添付書類のほかに関係書類を提出いただく場合や、税務課資産税係の職員が電話・訪問等により調査をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

[お問い合わせ先]

○本宮市役所 財務部 税務課 資産税係

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地

電話 (0243) 24-5346 (資産税係直通)